

(様式第1号)

平成22年度第1回

芦屋市長等倫理審査会 会議録

日 時	平成22年6月25日(金)	10:00~11:00
場 所	北館4階 教育委員会室	
出 席 者	会 長 日下部 昇 委 員 村上 恵美子 委 員 室井 明 委 員 上條 敏子 委 員 野崎 勝義 委 員 河原 誠 欠席委員 大久保 規子 欠席委員 伊藤 恵子 事 務 局 山中市長 事 務 局 岡本副市長 事 務 局 藤原教育長 事 務 局 松本総務部長 事 務 局 小山人事課長 事 務 局 北條人事課課長補佐 事 務 局 福岡人事課職員	
事 務 局	人事課	
会議の公開	公 開	
傍聴者数	0 人	

1 会議次第

- (1) 委嘱状交付
- (2) 市長挨拶
- (3) 委員及び市職員紹介
- (4) 芦屋市長等倫理審査会について
 他市の事例紹介
 芦屋市議会議員及び市長等の倫理に関する条例等
- (5) 会長及び職務代理者の選任について
- (6) その他

2 提出資料

- 資料1 平成22年度芦屋市長等倫理審査会 次第
- 資料2 芦屋市長等倫理審査会委員名簿(平成22年6月1日現在)
- 資料3 他市の事例(新聞記事等)
- 資料4 芦屋市議会議員及び市長等の倫理に関する条例
- 資料5 芦屋市議会議員及び市長等の倫理に関する条例施行規則

3 審議経過

開会

(事務局) 他市の事例紹介として資料説明を行う。

(京都府八幡市副市長の職員採用に係る収賄，愛知県西尾市長の研修センター建設等に伴う収賄，七尾市副市長の土木工事に係る収賄等)

(事務局) 「芦屋市議会議員及び市長等の倫理に関する条例，同施行規則」について解説。

(事務局) 意見や質疑等があれば発言してください。

(委員長) 平成 19 年 10 月の倫理審査会開催時に同審査会の役割について協議した。例えば贈収賄事件の場合に認められる黙秘権は本審査会ではどう扱うのか等。

事務局から説明のあったように，市民から調査請求を求められた場合，90 日以内に審査報告書をあげなくてはならないが，様式も定まっていない中で期間が短く困難だと思う。様式（民事裁判の様式を参考）を検討する必要がある。

調査請求要件は芦屋市の場合，有権者の 50 分の 1 以上の署名となっているが，他市ではもっと低い（川西市は 50 名以上，宝塚市は 100 名以上）。

(委員) 刑事事件と並行して本審査会が審査を重ねて行くのはかなり難しい。警察機構の捜査との関係で，どこまで権限があるのか，又警察からどの程度情報をもらえるのか。1500 人も署名が集まるような事件では結局刑事事件となるのではないのか。当審査会で審議できるのは刑事事件に至らない程度のものか。

(市長) 他市のように署名の人数が少ないと政治的に利用されやすい。

(委員) 芦屋市長等倫理審査会は社会的に大きな影響の与える事件だと出る余地がないだろうし，見守るしかないのでは。価値ある働きができないと思う。

市民からの苦情を聴く目安箱のようなものはないのか。

(副市長) ない。ほとんどは投書で行われている。

(委員) 第 4 次芦屋市総合計画を通して芦屋市民の意識は高いと感じた。よって，調査請求するために 1500 名以上という数値要件は問題があるとは思わない。芦屋市民は自浄力がある。

(委員長) 署名の人数や様式について改めて議論する必要がある。もう一度勉強会を開く

ということよろしいか。

<全員異議なし>

(事務局) 事務局側で日程調整をします。

閉会